

お知らせ

令和4年7月1日
京都市文化市民局市民スポーツ振興室

熱中症対策によるスポーツ施設の不使用に係る取扱いについて

熱中症の予防のため、スポーツを中止される場合において、以下に該当する場合は、雨天における不使用と同様、下記のとおり、予約のキャンセル（利用料金の支払い不要）を受け付けますので、各指定管理者にお申し出ください。

記

1 対象となる予約

(1) 一般利用

- ① 利用時間帯の1時間前以降において、暑さ指数（WBGT）の予測が31℃以上の場合又は外気温の予測が35℃以上の場合
- ② 利用日の利用開始時間（無人管理公園は翌日）までに、利用者から指定管理者にキャンセルの申し出があった場合
※ 外気温は、日本気象協会の予測を用います。なお、無人管理公園における翌日の申出に対しては、気象庁「過去の気象データ検索」の気温を用います。

(2) 大会利用

- ① 利用日に係る暑さ指数（WBGT）の予測が31℃以上の場合又は外気温の最高気温の予測が35℃以上の場合
- ② 利用日の前日までに、大会主催者から指定管理者にキャンセルの申出があった場合
※ 外気温は、日本気象協会の予測を用います。

2 対象施設

屋外施設及び武道センター（主競技場及び補助競技場を除く）

(参考) 熱中症予防に関する情報

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 環境省 暑さ指数（WBGT）の実況と予測
http://www.wbgt.env.go.jp/graph_ref_td.php?region=07&prefecture=61&point=61286○ 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
http://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html |
|---|